

# 自動車・バイク通学（本学学生用駐車場使用）に関する規則

## 1 目的

この規則は、本学学生用駐車場使用に関する基準を定め、学生の自動車・バイクによる通学の適正と安全を図ることを目的とする。

## 2 自動車・バイク通学願

(1) 本学学生用駐車場使用に係る「自動車・バイク通学願」は、原則として、2月、4月および9月に提出しなければならない。

(2) 許可期間は、許可された日から各学期終了日までとする。但し、学校行事（入学式・卒業式・学園祭等）は除く。父母等来学者優先とする。

(3) 「自動車・バイク通学願」（本学駐車場使用）による許可を受けていない学生で、自動車・バイクで通学する時は必ず民間駐車場と契約を結ぶこと。

## 3 許可の基準

自動車損害保険対人無制限（バイク3,000万円以上）に加入していること。

## 4 許可証

(1) 許可された学生には、所定の許可証を発行する。

(2) 許可された学生は、駐車時、許可証を所定の場所に提示すること。

## 5 遵守事項

自動車・バイク通学（本学駐車場使用）を許可された学生は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) それぞれの指定の場所以外には駐車しないこと。

(2) 駐車許可証は他に譲渡し、または使用させないこと。

(3) 通学にあたっては、交通法規ならびにその趣旨を則して、交通安全に万全を期すること。

## 6 許可の取り消し

自動車・バイク通学（本学駐車場使用）の許可は、次の場合は、取り消しまたはこれに準ずる措置をとる。

(1) この規則を遵守することができないとき。

(2) 通学の際はもちろん、学外においても、交通法規違反、その他これに類する行動があったとき。

(3) その他この規則の趣旨にもとる行為があったとき。

## 7 本学駐車場の臨時使用

(1) 無断で駐車場を使用した場合は、以後自動車・バイク通学（本学駐車場使用）の許可申請を受付けない。または上記1の取扱いの停止等の措置をとる。なお、これに関連して、大学周辺の路上駐車は、交通法規（道路交通法45条2項）に違反するので、上記(2)に準じて処置するほか、情状によっては、懲戒等の処分の対象とする。

8 自転車通学（本学駐車場使用）に関しては、本規則に準じ別に定める。

9 この規則についての細部にわたる事項に関しては、別に定める内規によって処理する。